

# 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について

長野県介護支援課サービス係

厚生労働省より、介護保険最新情報 Vol. 862「事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」により示されています。

長野県における具体的な取扱いについては、下記のとおりとします。

## 記

### 1 対象事業者

吸収分割等により新規申請を行う事業者のうち、事業に関して有する権利義務の全部又は一部を引き継ぎ、吸収分割の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められる事業者

### 2 必要書類について

<新規手続きについて>

- ① 指定（許可）申請書
- ② 付表（複数の事業所がある場合は、事業所ごと作成）
- ③ 法人登記事項証明書（原本）
- ④ 吸収合併・吸収分割等の契約書の写し  
(③により、吸収分割等による設立である旨が明記されている場合は省略可能)
- ⑤ 介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面
- ⑥ その他、既に届出しているものから変更がある事項があればその書類
- ⑦ 事業所一覧（任意様式※）（複数の事業所を指定する場合）

※必要事項は、1 事業所番号、2 サービス種類、3 事業所名、4 事業開始年月日を記載してください。

<廃止手続きについて>

- ① 廃止届
- ② 事業所一覧（任意様式※）（複数の事業所を指定する場合）

※必要事項は、1 事業所番号、2 サービス種類、3 事業所名、4 事業開始年月日を記載してください。

●新規手続きの必要書類と併せて提出できるよう対応願います。

### 3 その他

その他については、通常の新規指定と同様の取扱いとなります。